

○広島大学図書館資料選定事務委員会内規

平成 22 年 7 月 1 日 図書館長決済

(趣旨)

第 1 条 この内規は、広島大学図書館資料選定実施要領（平成 22 年 7 月 1 日図書館長決済）（以下「資料選定実施要領」という。）第 24 条の規定に基づき、資料選定事務委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(選定資料)

第 2 条 委員会は、選定実施要領第 10 条に基づいて次の各号に掲げる共通的図書館資料を選定するものとする。

(1) 図書形態資料

(a) 参考図書類

体系的、網羅的に収集する。

(b) 二次資料

全般的で複数の分野に共通するものを中心に収集し、特定の分野に属するものは選定委員会の収集に委ねる。

(c) 教養的図書

各種カタログ、書評及び出版情報誌に留意して評価の高いものを優先的に収集する。

(d) 新聞・教養的雑誌類

主として日刊紙、一般教養雑誌を収集する。

(e) 全集・叢書類

主として特定の分野に属しないと考えられるもの、及び選定委員会で収集漏れが生じやすい全集・叢書類を中心に収集する。

(f) 学生の購入希望図書

図書は、収集基本方針に基づいて購入するものとするが、高額な資料及び雑誌はその特殊性を考慮して慎重に選定し、雑誌については数年毎に見直しを行うものとする。

但し、特定分野の専門的図書又は継続的刊行物は、関連分野の選定委員会と連携して収集する。

(g) 教科に即した資料

授業に関連して指定された資料は、できるだけ収集するものとする。

(h) 郷土資料

可能な限り収集する。

(i) 本学の特色あるコレクションを形成する資料

平和学コレクション、教科書コレクション等本学の特色あるコレクションを

形成し充実するため、可能な限り網羅的に収集する。

(j) 学内関係機関（者）の出版物

寄贈分を含めて収集に努める。

(k) 総記に分類される資料

図書館運営に必要な資料を含めて収集する。

(2) 非図書形態資料（WEB版を含む）

次の各号に掲げる点に留意して収集する。

(a) 語学教材のうち、利用者が多い言語については、初級、中級、上級各部門について収集するが、その他の言語は、当面初級を中心に選定するものとする。

(b) 語学以外の視聴覚資料は、過度の娯楽性に陥らないように留意して音楽、映画、記録、辞典、事典等の資料を中心に選定するものとする。

(c) 参考図書でWEB版が利用可能なものはWEB版とする。

(選定対象外資料)

第3条 次の各号に掲げる資料は原則として収集しないものとする。

(1) すでに図書館に所蔵されているか選定されている図書で複本を要しないもの

(2) 利用者が著しく限定されるもの（極端に特殊な分野のもの、一時的・局地的性格の問題を扱ったもの等）

(3) 実用的、娯乐的、趣味・好事的な性格が強く、個人で購入することが望ましいもの

(4) 学部学生が利用するレベルに及ばないもの又は高度に過ぎるもの

(5) 公序良俗に反するもの

(6) 図書としてよりも美術品、文化財としての性格の強いもの

(7) 全集・叢書及び雑誌その他年度を超えて刊行され後年度負担を要するもの。ただし、雑誌の別冊・増刊号等で特定のテーマに係る号のみを希望する場合はこの限りでない。

(8) 資料選定実施要領、広島大学図書館資料収書基本方針（平成16年4月1日図書館長決裁）その他図書館の収書方針と合致しないもの

2 前項に関わらず、委員会又は図書館長が必要と認めた場合は、選定できるものとする。

(寄贈資料)

第4条 寄贈資料は前2条のほか、寄贈資料受入基準（平成16年4月1日図書館長決裁）の定めるところにより選定する。

(学生購入希望の却下又は保留)

第5条 学生購入希望資料が次の各号に該当する場合は、第2条の規定にかかわらず委員会の判断により、希望を却下又は選定を保留することができる。

(1) 同一の学生が年度内に制限冊数又は制限金額を超えて購入を希望する場合

(2) 学生用図書に係る予算を超過し、又は超過するおそれがある場合

- (3) 定価がおおむね 50,000 円を超える高額資料の場合
 - (4) 内容、金額又は特殊性その他の性状にかんがみ、図書館間の相互利用サービスその他の方法により入手することが適当と思われる場合
 - (5) 購入を希望した学生本人の学習用途以外であることが明らかな場合。
 - (6) 購入を希望した学生が、図書館の利用に係る規則等の規定に違反している場合
 - (7) 購入の希望にあたり特定の条件（入手期日等）が付されており、当該条件に応じることが困難であるか又は業務に支障を及ぼすおそれがある場合
- 2 前項第 1 号の制限冊数は、大学院学生にあつては 25 点、学部学生にあつては 15 点とする。
 - 3 第 1 項第 1 号の制限金額は、大学院学生にあつてはおおむね 100,000 円、学部学生にあつてはおおむね 50,000 円とする。
 - 4 定価が不明である場合は、和書 5,000 円、洋書 10,000 円とみなし、当該価格をもって第 1 項第 1 号の規定を適用する。ただし、定価が判明した場合は、速やかに補正したうえ、必要な措置を講じるものとする。

附則

この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

別表 第 3 条各号に該当する図書の例示

- (2) 利用者が著しく限定されるもの（極端に特殊な分野のもの、一時的・局地的性格の問題を扱ったもの等）
 - 商品の宣伝・販売や布教等を目的としたもの
 - 本学学生で志望する者が少ない特殊な資格等の受験参考書
- (3) 実用的、娯乐的、趣味・好笑的な性格が強く、個人で購入することが望ましいもの
 - HowTo もの（健康法、ダイエット本、人生論等）
 - タレント本、タレント著作本（文芸作品として一定の評価があるものは除く）
 - タレント・グラビア写真集（美術作品として一定の評価があるものは除く）
 - 漫画（漫画を表現手段とした学術書や学習書等は除く）
 - ゲーム・漫画・アニメーション・テレビ番組・映画等の解説本（学術的見地から取り上げているものは除く）
 - 図書よりも付録物品（玩具、CD、模型その他専ら趣味の対象となるもの）等の収集を目的としたもの
- (4) 学生が利用するレベルに及ばないもの又は高度に過ぎるもの
 - 児童用図書（基本的な受賞作は除く）
 - ライトノベル、娯楽読物、ケータイ小説等（文芸作品として一定の評価があるものは除く）

- ゲーム・漫画・アニメ・テレビ番組・映画等の小説化本
 - 高度な研究レベルの内容で明らかに学習には向かないもの（希望者の過程・学年等を勘案して判断する）
- (5) 公序良俗に反するもの
- ポルノグラフィ
 - 犯罪・脱法行為指南，自殺指南等（実質的にそれらの用に供されるものも含む）
- (6) 図書としてよりも美術品，文化財としての性格の強いもの
- 専ら特殊な装丁や造本を売りにしたもの（豪華本，愛蔵版等）